

## 地方拠点強化税制の拡充

### 1. 改正のポイント

#### (1) 趣旨・背景

- ① 企業の地方拠点の強化及び地方への移転を支援することにより、東京一極集中の是正及び地域経済の活性化を実現することを目的としている。本税制は平成27年度改正により創設されたが、地方再生実現のため一段の施策強化が必要との判断から拡充される。

#### (2) 内容

- ① 地方拠点強化税制にかかる税額控除率(オフィス減税)・税額控除額(雇用促進税制)の引上げ及び適用要件の緩和が行われる。

##### [オフィス減税]

平成29年4月1日以降税額控除率が引下げられる予定であったが、現行を維持するよう控除率を引上げ、平成29年度も平成27・28年度と同じ控除率が適用される。

##### [雇用促進税制]

特定業務施設において増加した新規雇用の正社員数に対する税額控除額を一人当たり10万円引上げ、60万円とする。

##### [移転型事業要件の一部緩和(地域再生法)]

移転型事業の要件が緩和され、地方事業所の雇用者数が増えていれば全体で雇用者数が減っている場合も移転型事業の要件を満たすこととなる。

#### (3) 適用時期

- ① 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた特定建物等について適用される。

#### (4) 影響

- ① 創設以来、本制度の適用件数はまだ僅少である。今回の改正で制度が拡充されたことにより、適用件数の増加が期待される。

## 2. 改正の趣旨・背景

企業の地方拠点の強化及び地方への移転を支援することにより、東京一極集中の是正及び地域経済の活性化を実現することを目的としている。本税制は平成27年度改正により創設されたが、地方再生実現のため一段の施策強化が必要との判断から拡充される。

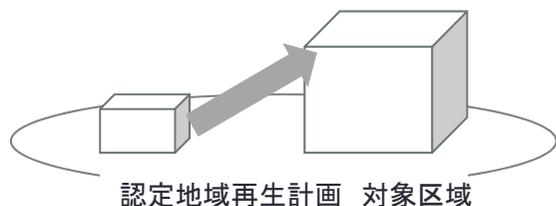
## 3. 改正の内容

### (1) 地方拠点強化税制の概要

- 本社機能の移転・拡充について「オフィス減税(特別償却又は税額控除)」「雇用促進税制(税額控除)」等の優遇措置がある。(本社機能とは、一定の部門を有する事務所または研究所、もしくは研修所であって重要な役割を担う事業所をいう。)

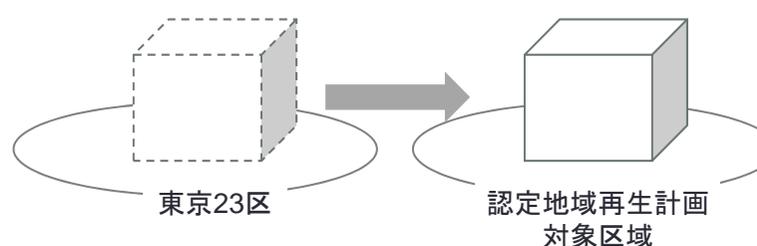
#### <拡充型>

地方において、本社機能を拡充

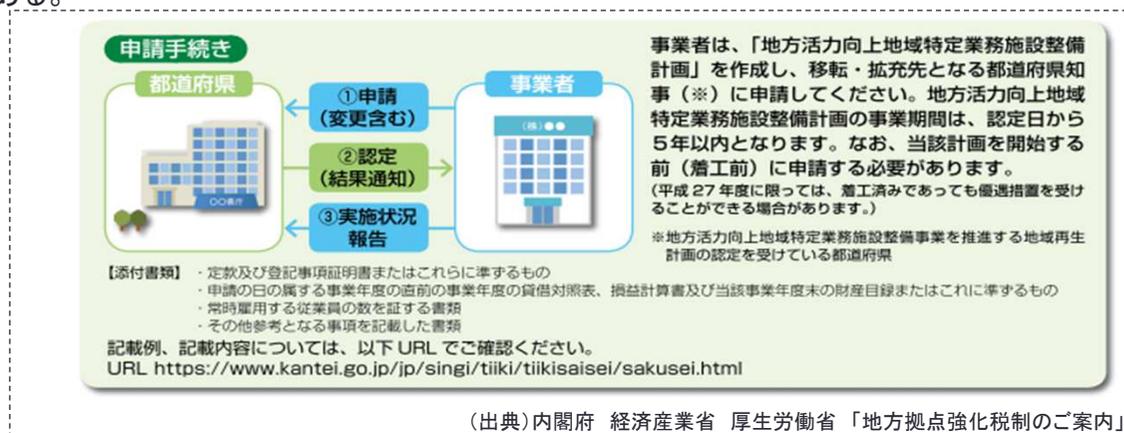


#### <移転型>

東京23区から地方に本社機能を移転



- 上記優遇措置を受けるためには、移転・拡充先となる都道府県知事に「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を申請、認定を受ける必要がある。



### 3. 改正の内容

#### (2) オフィス減税の概要と改正内容

対象となる建物等の取得価額に対し、特別償却または税額控除を受けられる。

要件:

- 「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を申請し、認定を受けること
- 上記計画に記載された特定建物等<sup>(※1)</sup>を取得し、事業の用に供すること

内容:

- 特定建物等の取得価額に対し、特別償却又は税額控除(控除上限額: 法人税額の20%)

[税額控除] 平成29年4月1日以降は控除率が引下げられる予定であったものが、現在の控除率を維持するように改正

	認定日 <sup>(※5)</sup>	改正前	改正後
移転型事業 <sup>(※3)</sup>	平成27年8月10日～ 平成29年3月31日	特定建物等の取得価額×7%	—
	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	特定建物等の取得価額×4%	<b>特定建物等の取得価額×7%</b>
拡充型事業 <sup>(※4)</sup>	平成27年8月10日～ 平成29年3月31日	特定建物等の取得価額×4%	—
	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	特定建物等の取得価額×2%	<b>特定建物等の取得価額×4%</b>

[特別償却] ※改正なし

	償却率
移転型事業 <sup>(※3)</sup>	25%
拡充型事業 <sup>(※4)</sup>	15%

(改正対象)  
平成27年・28年度と  
同率に控除率を引上げ

(※1) 特定建物等とは、特定業務施設<sup>(※2)</sup>に該当する建物及びその附属設備並びに構築物で取得価額の合計額が2,000万円以上(中小企業者の場合は1,000万円以上)のものをいう。

(※2) 特定業務施設(本社機能)とは、「調査・企画部門」、「情報処理部門」、「研究開発部門」、「国際事業部門」、「その他管理業務部門」のいずれかを有する事務所または研究所、もしくは研修所であって重要な役割を担う事業所をいう。工場や店舗などは対象外である。

(※3) 移転型事業とは、特定業務施設の集積の程度が著しく高い地域として政令で定めるもの(=東京23区)から認定地域再生計画に記載されている地域に移転する事業をいう。

(※4) 拡充型事業とは、認定地域再生計画に記載されている地域内において特定業務施設を整備する事業をいう。

(※5) 認定日とは、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた日をいう。

### 3. 改正の内容

#### (3) 雇用促進税制の概要と改正内容

特定業務施設の当期雇用者に対して、一定の要件を満たした場合、税額控除を受けられる。

##### <原則>

【同意雇用開発促進地域内の事業所】※1

##### <特例> ※地方拠点強化税制

【特定業務施設】

		初年度	2年目	3年目
税額控除額	(税額控除額) 〔無期雇用/フルタイムの新規雇用者数〕 × 40万円 (特定地域基準雇用者数)※2	移転型のみ (税額控除額) 〔東京23区からの移転者数 + 当期増加雇用者数〕 × 30万円 (地方事業所特別基準雇用者数)※4 ----- 移転型・拡充型 (税額控除額) 〔当期増加雇用者数(注1)〕 × 50万円 (地方事業所基準雇用者数)※3 (20万円)(注2)	× 30万円	× 30万円
			<b>(改正対象)</b> <b>無期・フルタイムの</b> <b>新規雇用者に対する税額</b> <b>控除額を上乗せ</b>	
上控除額	法人税額 × 10% (中小企業者等は20%)	法人税額 × 30% オフィス減税と雇用促進税制の原則部分を 控除した残額を上限	同左	同左
適用期限	平成30年3月31日までに開始する 事業年度	認定を受けた日の翌日以後 2年を経過する日までの事業年度		

(注1) 法人全体の当期増加雇用者数を限度とする  
(注2) 法人全体の雇用者増加率が10%未満の場合

- (※1) 同意雇用開発促進地域内の事業所とは、有効求人倍率の低い地域として地域雇用開発促進法に規定される地域内の事業所をいう。平成28年度改正により、適用事業所の範囲が全事業所から同意雇用開発促進地域内の事業所に限定された。
- (※2) 特定地域基準雇用者数とは、地域雇用開発促進法に規定する同意雇用開発促進地域内に所在する法人の事業所において新たに雇用され、かつ「有期労働契約以外の労働契約を締結していること」「短時間労働者でないこと」の要件を満たす雇用者数
- (※3) 地方事業所基準雇用者数とは、特定業務施設のみをその法人の事業所とみなした場合における基準雇用者数
- (※4) 地方事業所特別基準雇用者数とは、移転型において、特定業務施設のみをその法人の事業所とみなした場合における基準雇用者数

### 3. 改正の内容

#### (3) 雇用促進税制の概要と改正内容

内容(税額控除額):

＜原則＞ 特定地域基準雇用者数<sup>(※1)</sup>(無期雇用、フルタイムのみ) × 40万円  
 (控除上限額: 法人税額の10%、中小企業者等の場合は法人税額の20%)

＜特例＞ 移転型・拡充型共通

[1] 法人全体の雇用者増加率<sup>(※2)</sup>が10%以上: 地方事業所基準雇用者数<sup>(※3)</sup> × 50万円

[2] 法人全体の雇用者増加率<sup>(※2)</sup>が10%未満: 地方事業所基準雇用者数<sup>(※3)</sup> × 20万円

移転型のみ(上乗せ措置) 地方事業所特別基準雇用者数<sup>(※4)</sup> × 30万円

(改正対象)

(※1) 前頁 (※2) 参照  
 (※2) = 基準雇用者割合  
 (※3) 前頁 (※3) 参照  
 (※4) 前頁 (※4) 参照

#### 改正後

**[1] 法人全体の雇用者増加率<sup>(※2)</sup>が10%以上の場合: 次の金額の合計額**

- ① 地方事業所基準雇用者数のうち、無期雇用かつフルタイムの新規雇用者数 × 60万円
- ② 「無期雇用かつフルタイム」以外の新規雇用者数(新規雇用者総数の40%以下部分) × 50万円
- ③ 「無期雇用かつフルタイム」以外の新規雇用者数(新規雇用者総数の40%超部分) × 40万円
- ④ 地方事業所基準雇用者数から新規雇用者総数を控除した人数 × 50万円

**[2] 法人全体の雇用者増加率<sup>(※2)</sup>が10%未満の場合: 次の金額の合計額**

- ① 地方事業所基準雇用者数のうち、無期雇用かつフルタイムの新規雇用者数 × 30万円
- ② 「無期雇用かつフルタイム」以外の新規雇用者数(新規雇用者総数の40%以下部分) × 20万円
- ③ 「無期雇用かつフルタイム」以外の新規雇用者数(新規雇用者総数の40%超部分) × 10万円
- ④ 地方事業所基準雇用者数から新規雇用者総数を控除した人数 × 20万円

### 3. 改正の内容

#### (3) 雇用促進税制の概要と改正内容

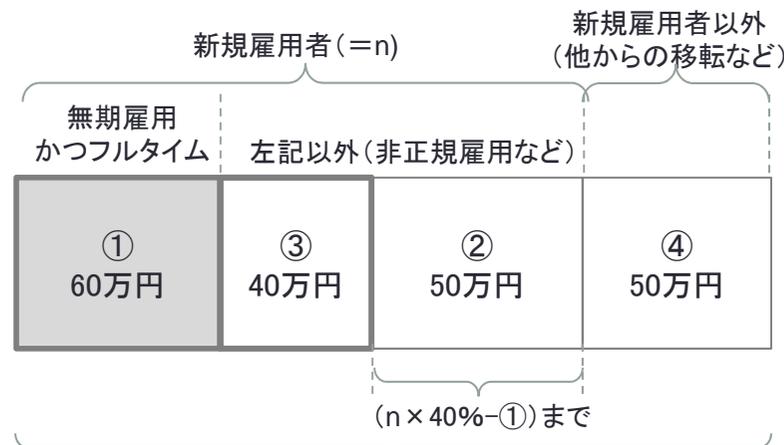
[1] 法人全体の雇用者増加率10%以上の場合

改正前



特定業務施設における増加雇用者数<sup>(注)</sup>  
(=地方事業所基準雇用者数)

改正後



特定業務施設における増加雇用者数<sup>(注)</sup>  
(=地方事業所基準雇用者数)

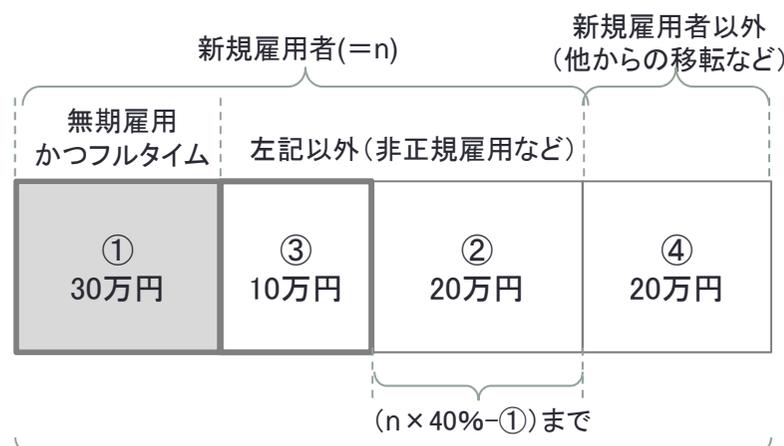
[2] 法人全体の雇用者増加率10%未満の場合

改正前



特定業務施設における増加雇用者数<sup>(注)</sup>  
(=地方事業所基準雇用者数)

改正後



特定業務施設における増加雇用者数<sup>(注)</sup>  
(=地方事業所基準雇用者数)

(注) 法人全体の当期増加雇用者数を限度とする

### 3. 改正の内容

#### (3) 雇用促進税制の概要と改正内容

要件：  
(参考)

分類	原則部分	特例部分(地方拠点強化税制)	
		拡充型	移転型
事業所・施設	地域雇用開発促進法に定められた同意雇用開発促進地域内に所在する事業所	「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」に基づく特定業務施設	
適用対象法人	公共職業安定所に雇用促進計画の届出等をした青色申告法人	左記に加え、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の認定を受けていること	
適用要件 (全て充足)	① 基準雇用者数 <sup>(※1)</sup> ≥ 5人 (中小企業者等は2人)	同左	
	② 基準雇用者割合 <sup>(※2)</sup> ≥ 10%	(要件なし)	
	③ 前期及び当期中に事業主都合の離職者がいないこと	同左	
	④ 給与等支給額 ≥ 比較給与等支給額 <sup>(※3)</sup>	同左	
所得拡大促進税制との併用	併用可(調整計算あり)[平成28年度改正]		

(※1) 基準雇用者数 = (適用年度終了の日における雇用者数) - (適用年度開始の日の前日における雇用者数)

(※2) 基準雇用者割合 = (基準雇用者数) ÷ (適用年度開始の日の前日における雇用者数)

(※3) 比較給与等支給額 = 前期の給与等支給額 + (前期の給与等支給額 × 基準雇用者割合 × 30%)

#### 4. 改正の影響

創設以来、本制度の適用件数はまだ僅少である<sup>(注)</sup>。これは、平成28年に改正地域再生法が施行され、その後地方自治体による地域再生計画の策定及び事業者による地方拠点の強化・移転の実施と、本制度の適用までに一定の期間を要することによる。

平成28年7月末時点で認定を受けた事業者の計画件数が100件となり、平成28年度改正(所得拡大促進税制との重複適用が可能)及び今回の改正によって本制度の拡充が図られることから、今後適用件数の増加が見込まれる。

(注) オフィス減税: 3件 減収額94.6百万円、雇用促進税制: 1件 減収額0.8百万円  
(出典) 内閣府 「平成29年度税制改正(特別措置)要望事項」